

第二次桜井市地球温暖化対策 実行計画

平成30年度～平成34年度
(2018年度 ～ 2022年度)

平成30年3月

桜井市

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
第2章 第一次計画の結果と温室効果ガス排出量の現状	5
第3章 計画の目標	17
第4章 温室効果ガス排出量削減の取組み	18
第5章 計画の推進と進行管理	23

第1章 計画の基本的事項

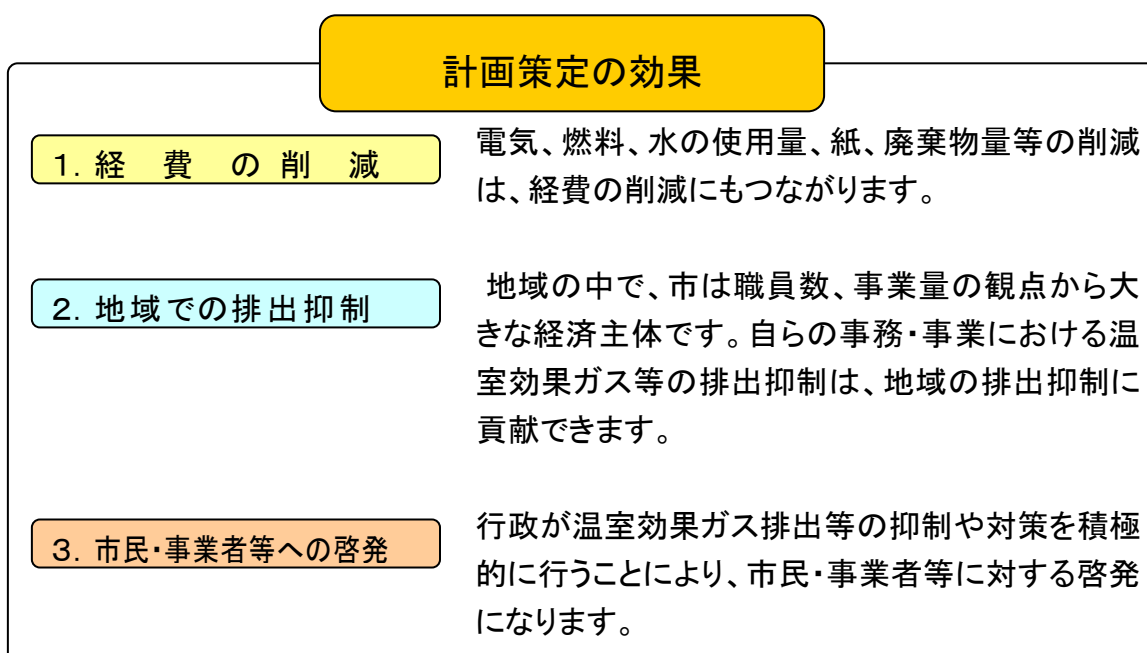
1. 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

近年、都市化の進展や生活様式の変化に伴い、地球温暖化問題をはじめとする様々な問題が地球規模で発生している状況にあり、世界的にも温室効果ガスの削減への取組みが、1997年の京都議定書、2015年からは先進国、途上国の多くの国と地域が参加するパリ協定に基づいて行われており、わが国もこの枠組みに参加して低炭素社会の構築に向けて努力することが求められています。

(2) 計画策定の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条の規定に基づき、桜井市自らが実施する事務・事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため、自らが温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずることによって、温室効果ガス排出削減の目標を達成することを目的としています。



2. 計画期間、基準年度、目標年度

(1) 計画期間

- ・計画期間は、平成30年度～平成34年度(2018年度～2022年度)の5年間とします。

(2) 基準年度

- ・計画の基準年度は、平成28年度(2016年度)とします。

(3) 目標年度

- ・目標年度を平成34年度(2022年度)とします。

平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成33年度 (2021年度)	平成34年度 (2022年度)
基準年度 (実績値)	計画策定 年度					目標年度 (目標値)



3. 計画の対象

本計画では、市自ら実施する事務・事業全般とします。

	主な施設
市長部局 (環境部、上下水道部除く)	本庁舎、分庁舎、西分庁舎、保育所、保健福祉センター等
教育委員会部局	幼稚園、小学校、中学校、給食センター等
環境部	グリーンパーク(焼却場、リサイクルセンター、し尿処理場)、一般廃棄物最終処分場等
上下水道部	水道施設等

※ 指定管理者制度を含め他者に委託等をする事務・事業は対象となりません。

4. 計画の対象とする温室効果ガスの種類

計画の対象とする温室効果ガスの種類

	温室効果ガス名	排出源及び把握する活動量
1	二酸化炭素(CO ₂)	燃料使用量(ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPG、都市ガス)、電気使用量、一般廃棄物焼却(プラスチックのみ)
2	メタン(CH ₄)	燃料使用量(灯油、LPG、都市ガス)、公用車の走行距離、浄化槽での汚泥処理量、一般廃棄物焼却量、し尿処理量
3	一酸化二窒素(N ₂ O)	燃料使用量(灯油、LPG、都市ガス)、公用車の走行距離、浄化槽での汚泥処理量、一般廃棄物焼却量、し尿処理量
4	ハイドロフルオロカーボン(HFC)	HFC 封入公用車使用数

※ 計画期間中の温室効果ガス排出係数等の変更は行いません。

※ 集計の端数処理により、計算値に多少の誤差が生じる場合があります。

以下の温室効果ガスは、排出源となる活動が無いため計画の対象としません。

	温室効果ガス名	排出源及び把握する活動量
1	パーフルオロカーボン(PFC)	PFC封入製品の製造数・使用数・廃棄数
2	六フッ化硫黄(SF ₆)	SF ₆ 封入機器の使用数・点検回数・廃棄数

第2章 第一次計画の結果と

温室効果ガス排出量の現状

1. 第一次計画の結果

(1) 第一次計画の結果

桜井市では、平成21年度を基準年度とし、平成23年度から平成27年度までの5年間で計画期間として基準年度比(平成21年度比)で3%の削減を目標に、平成22年度に第一次桜井市地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガス排出量の削減に取り組んできました。

計画期間の結果は、基準年度比(平成21年度比)で、平成23年度は1.7%増加、平成24年度は4.0%削減、平成25年度は11.8%削減、平成26年度は0.9%削減、平成27年度は23.2%増加という結果になりました。

【P6. 表2-1、P8. 図2-4】

(2) 部門別の結果

市長部局(環境部、上下水道部除く)は、基準年度比(平成21年度比)で、平成23年度は4.3%削減、平成24年度は14.2%削減、平成25年度は13.0%削減、平成26年度は23.3%削減、平成27年度は23.3%削減という結果になりました。

教育委員会部局は、基準年度比(平成21年度比)で、平成23年度は15.6%削減、平成24年度は15.7%削減、平成25年度は18.5%削減、平成26年度は16.4%削減、平成27年度は16.9%削減という結果になりました。

環境部は、一般廃棄物の焼却等に伴う温室効果ガスを含めた排出量でみると、基準年度比(平成21年度比)で、平成23年度は12.9%増加、平成24年度は9.5%増加、平成25年度は12.3%増加、平成26年度は3.4%増加、平成27年度は34.8%増加という結果になりました。

上下水道部は、基準年度比(平成21年度比)で、平成23年度は1.1%削減、平成24年度は21.0%増加、平成25年度は10.8%削減、平成26年度は11.3%削減、平成27年度は21.6%削減という結果になりました。

【P6. 表2-1、P7. 図2-1、P7. 図2-2、P7. 図2-3】

(3) 考察

市長部局(環境部、上下水道部除く)、教育委員会部局、上下水道部では温室効果ガス排出量の削減は達成できていますが、市の事務事業全般にかかる温室効果ガス排出量(一般廃棄物の焼却等に伴う温室効果ガスを除く)の約6割を占

める環境部の温室効果ガス排出量が増加しています。

目標年度である平成27年度の温室効果ガス排出量の著しい増加の理由として、環境部のごみ焼却施設(グリーンパーク)での灯油使用量が大幅に増加したことが原因となっています。ごみ焼却施設(グリーンパーク)では、おもに焼却炉の運転開始時及び運転停止時、また焼却処理中に炉内の温度が低下した時(桜井市では、ごみの分別・リサイクルが進んでいますが、その一方で水分の多い生ごみ等の割合が大きくなることで熱量が低下し、ごみが燃えにくくなっている時)に灯油を使用しています。

また、平成27年度にダイオキシン類をより安全に適正処理するための設備を追加し、その効果を検証する必要から、この検証期間中は1日のごみ焼却量(定格処理量75t/日)に対してダイオキシン類抑制の為にごみ焼却量60t/日程度に制限した焼却処理での検証を行いましたので、炉内の熱量が不足し、灯油使用量が増加しました。

今後もダイオキシン類の適正処理に努めるとともに、温室効果ガス削減に向けて、灯油使用量の抑制の為、ごみ量に見合ったごみ焼却施設の運転及び改修を計画していきます。

【P8. 表2-2、P8. 図2-5、P8. 図2-6】

表2-1. 部門別温室効果ガス排出量

部門別 温室効果ガス排出量	単位	21年度 (基準年度)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度 (参考値)	
市長部局 (環境部、上下水道部除く)	t-CO2	1,222	1,169	1,048	1,063	937	937	1,001	
	21年度比較	増減率(%)	▲ 4.3	▲ 14.2	▲ 13.0	▲ 23.3	▲ 23.3	▲ 18.1	
教育委員会部局	t-CO2	993	838	837	809	830	825	883	
	21年度比較	増減率(%)	▲ 15.6	▲ 15.7	▲ 18.5	▲ 16.4	▲ 16.9	▲ 11.1	
環境部	t-CO2	10,323	11,655	11,304	11,589	10,669	13,917	11,603	
	21年度比較	増減率(%)	12.9	9.5	12.3	3.4	34.8	12.4	
上下水道部	t-CO2	1,040	1,029	1,258	928	923	815	808	
	21年度比較	増減率(%)	▲ 1.1	21.0	▲ 10.8	▲ 11.3	▲ 21.6	▲ 22.3	
①全体合計排出量	t-CO2	13,579	14,691	14,447	14,389	13,359	16,494	14,296	
②一般廃棄物の焼却等に伴う 温室効果ガス排出量	t-CO2	6,733	7,728	7,878	8,350	6,576	8,057	6,989	目標値
全体合計排出量 - 一般廃棄物の 焼却等に伴う温室効果ガス排出 量(①-②)	t-CO2	6,846	6,963	6,569	6,039	6,783	8,437	7,307	6,641
基準年度(6,846t-CO2)との比較 (削減目標▲3%)	21年度比較	増減率(%)	1.7	▲ 4.0	▲ 11.8	▲ 0.9	23.2	6.7	▲3.0

図2-1. 市長部局(環境部、上下水道部除く)、教育委員会部局、上下水道部の温室効果ガス排出量

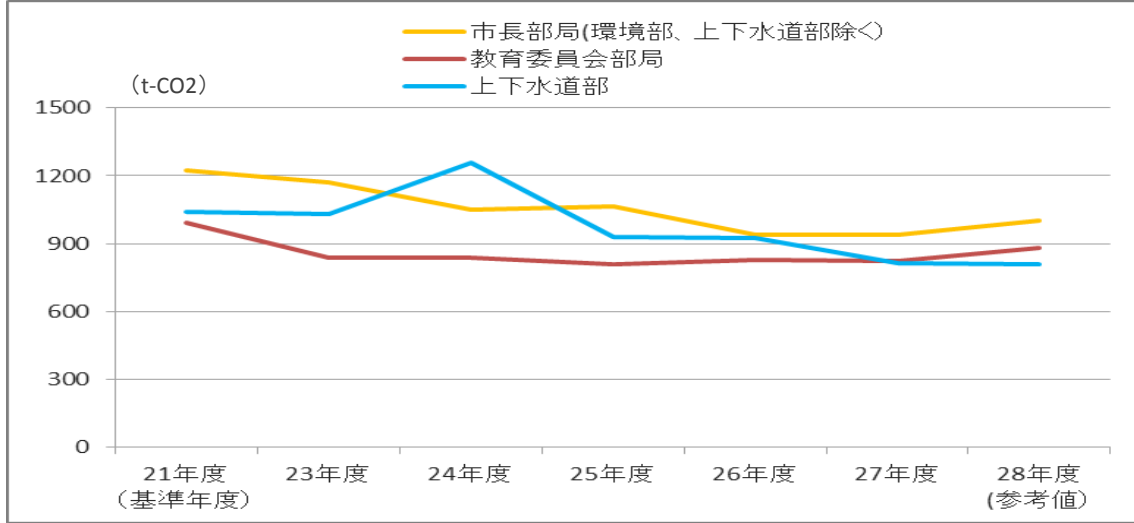


図2-2. 環境部の温室効果ガス排出量(一般廃棄物の焼却等に伴う温室効果ガスを含む)

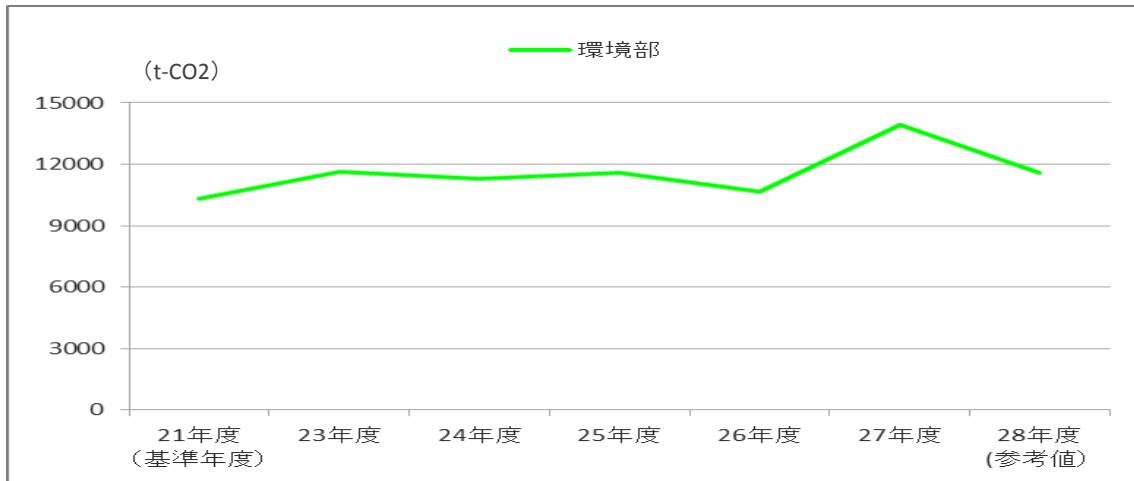


図2-3. 環境部の温室効果ガス排出量(一般廃棄物の焼却等に伴う温室効果ガスを除く)

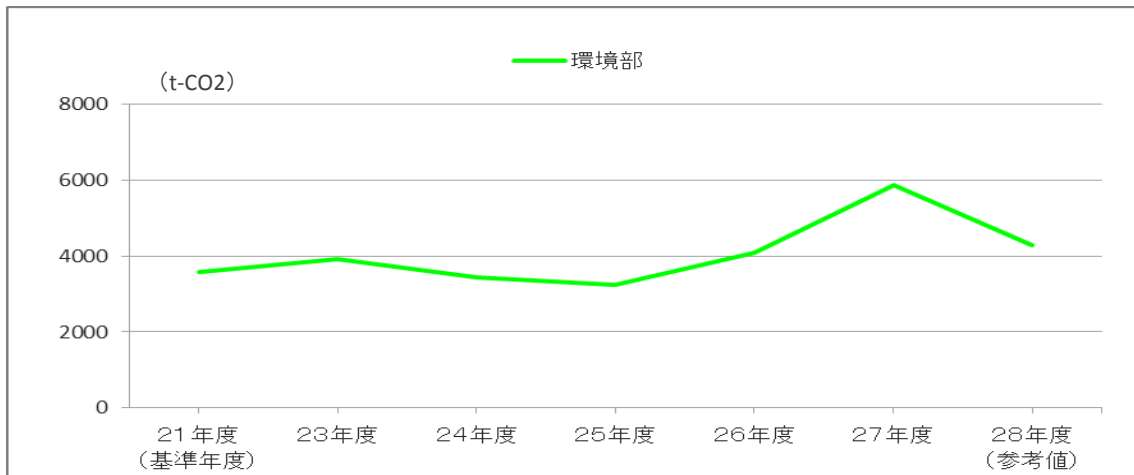


図2-4. (①全体合計排出量) - (②一般廃棄物の焼却等に伴う温室効果ガス排出量)

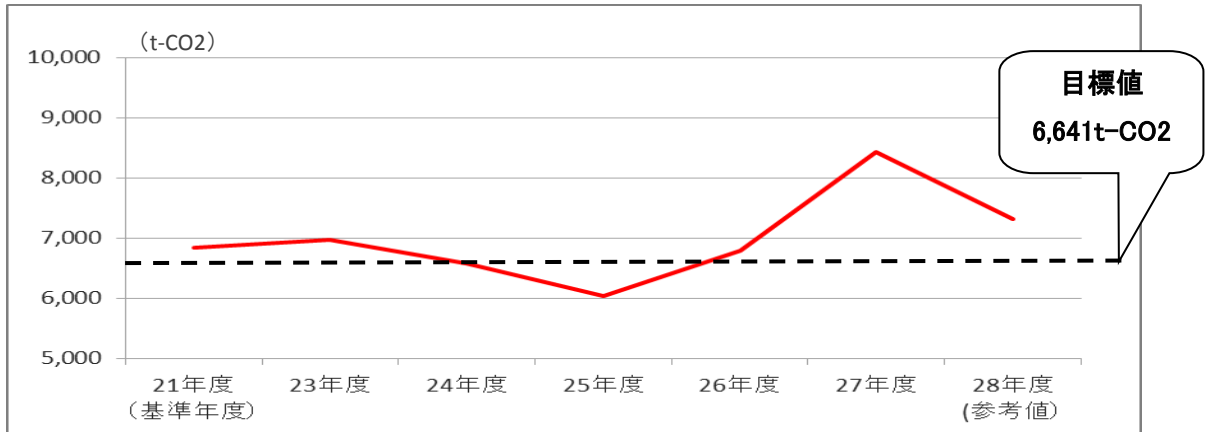


表2-2. ごみ焼却用灯油購入量と灯油使用に伴うCO2発生量

	21年度 (基準年度)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度 (参考値)
ごみ焼却用 灯油購入量(ℓ)	420,000	626,000	464,000	304,000	740,000	1,440,000	888,000
灯油使用に伴う CO2発生量(tCO2)	1,046	1,559	1,155	757	1,843	3,586	2,211

図2-5. ごみ焼却用灯油購入量

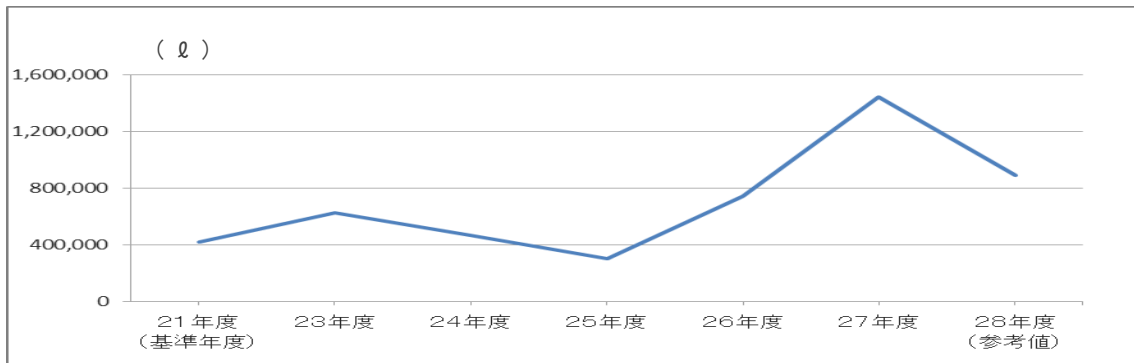
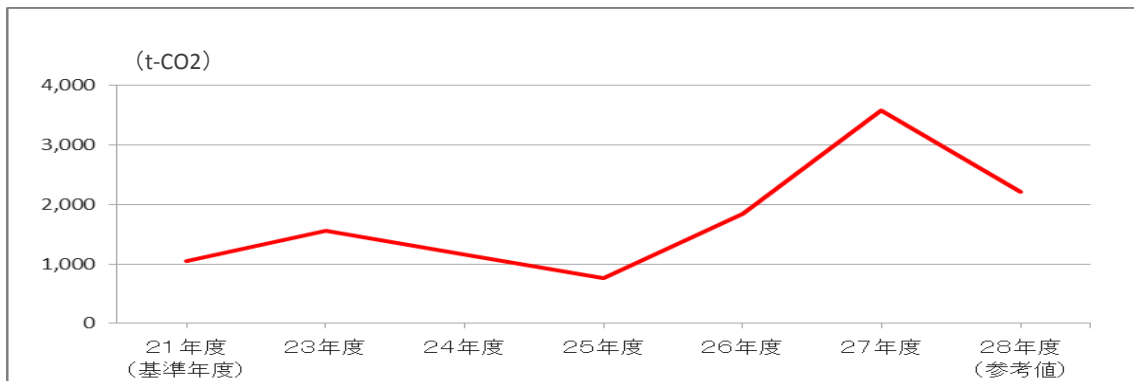


図2-6. 灯油使用に伴うCO2発生量



2. 市の事業活動全体に伴う温室効果ガス排出量の現状

【 市の事業活動全体に伴う温室効果ガス排出量 】

14, 296 t-CO₂

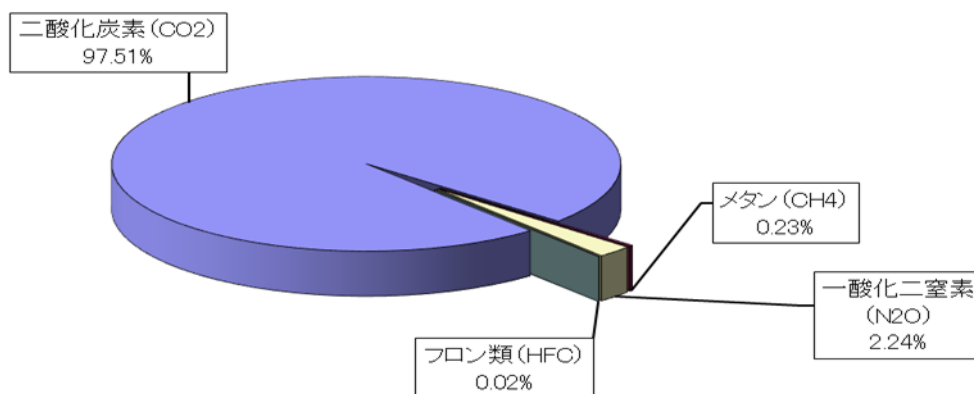
基準年度:平成28年度(2016年度)

【 内訳 】

① 温室効果ガスの種類別排出量(基準年度:平成28年度)

温室効果ガスの種類	単位	基準年度 (平成28年度)	内訳(%)
二酸化炭素(CO ₂)	kg-CO ₂ 換算	13,940,473	97.51
メタン(CH ₄)	kg-CO ₂ 換算	32,777	0.23
一酸化二窒素(N ₂ O)	kg-CO ₂ 換算	319,980	2.24
フロン類(HFC)	kg-CO ₂ 換算	2,516	0.02
温室効果ガスの合計	kg-CO ₂ 換算	14,295,745	100

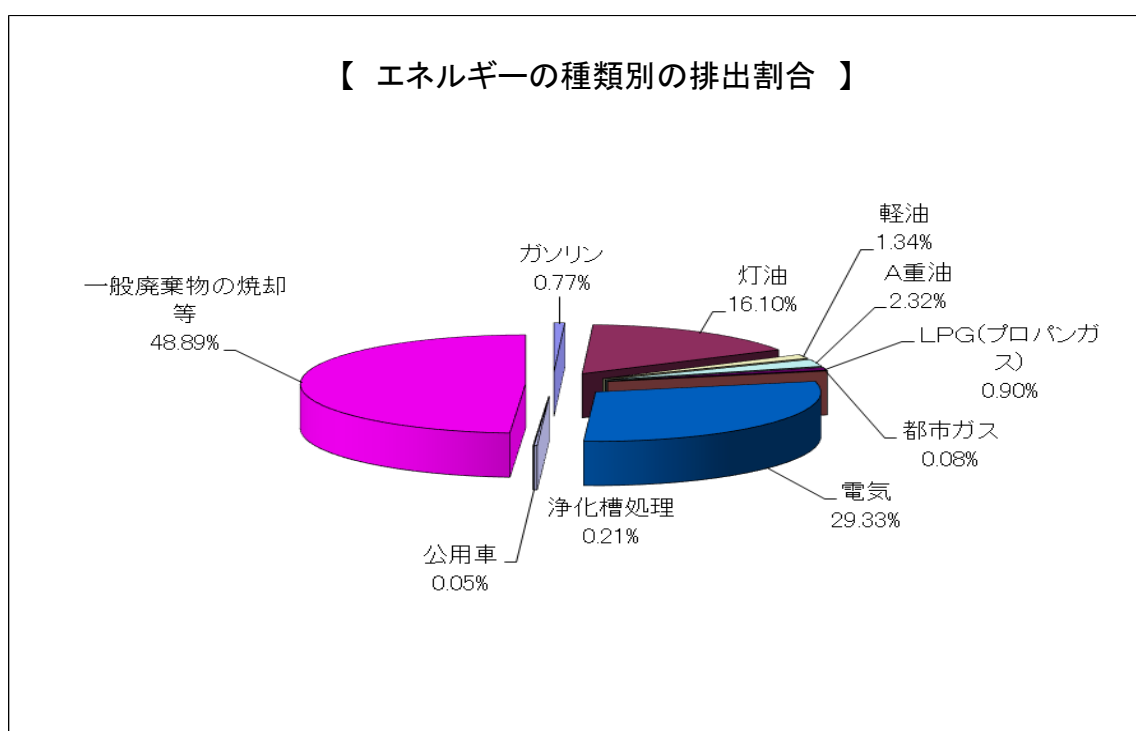
【 ガス別排出割合 】



- ・ 温室効果ガスの大半を二酸化炭素が占めています。

②エネルギーの種類別の排出量(基準年度:平成28年度)

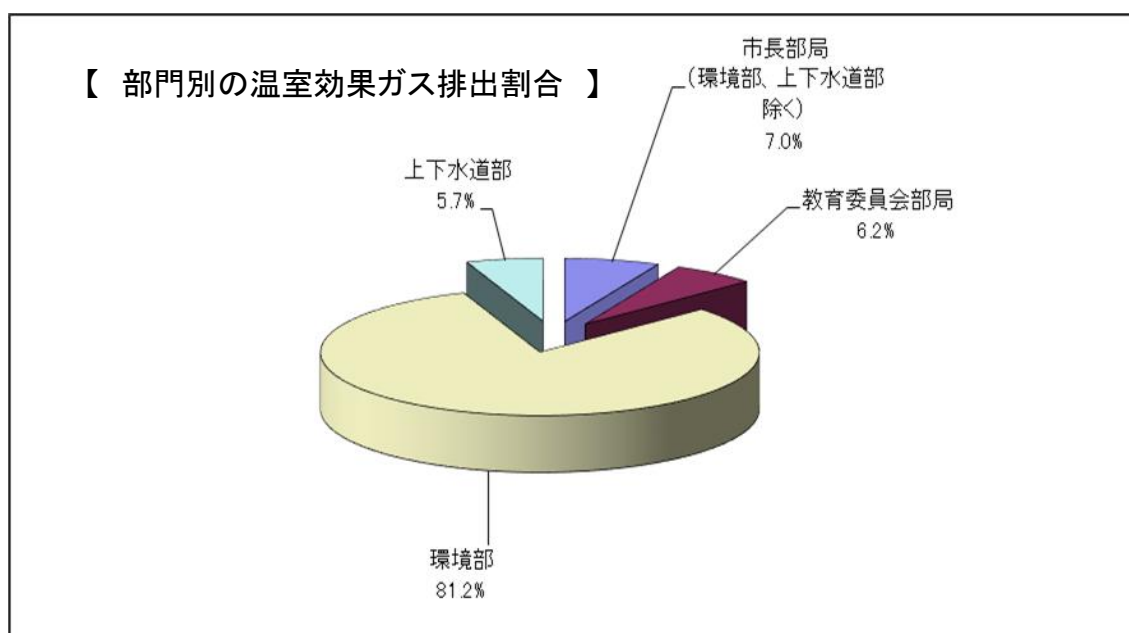
	エネルギーの種類	合計 (kg-CO2)	排出割合 (%)
1	ガソリン	109,957	0.77
2	灯油	2,302,098	16.10
3	軽油	191,338	1.34
4	A重油	331,770	2.32
5	LPG(プロパンガス)	128,583	0.90
6	都市ガス	11,891	0.08
7	電気	4,193,649	29.33
8	浄化槽処理	30,078	0.21
9	公用車	7,140	0.05
10	一般廃棄物の焼却等	6,989,243	48.89
	合計排出量(kg-CO2)	14,295,745	100
	合計排出量(t-CO2)	14,296	



- ・ エネルギーの種類別では、電気と一般廃棄物の焼却等で温室効果ガス合計排出量の約78%を占めており、その削減を図ることが課題となります。

③部門別の温室効果ガス排出量(基準年度:平成28年度)

		合計 (kg-CO2)	排出割合 (%)
1	市長部局 (環境部、上下水道部除く)	1,001,035	7.0
2	教育委員会部局	883,187	6.2
3	環境部	11,603,276	81.2
4	上下水道部	808,246	5.7
	合計排出量(kg-CO2)	14,295,745	100
	合計排出量(t-CO2)	14,296	

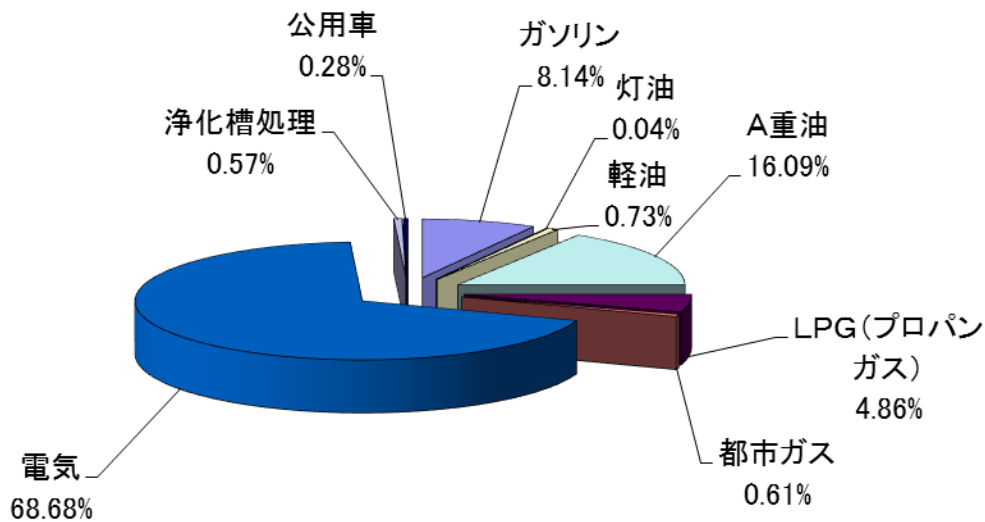


- ・ 温室効果ガス合計排出量の内、環境部が 81.2%を占めております。

○市長部局(環境部、上下水道部局除く)温室効果ガス排出量の内訳
(基準年度:平成28年度)

	市長部局 (環境部、上下水道部局除く)	合計 (kg-CO2)	排出割合 (%)
1	ガソリン	81,511	8.14
2	灯油	361	0.04
3	軽油	7,357	0.73
4	A重油	161,040	16.09
5	LPG(プロパンガス)	48,619	4.86
6	都市ガス	6,107	0.61
7	電気	687,500	68.68
8	浄化槽処理	5,710	0.57
9	公用車	2,831	0.28
10	一般廃棄物の焼却等	0	0.00
	合計排出量(kg-CO2)	1,001,035	100
	合計排出量(t-CO2)	1,001	

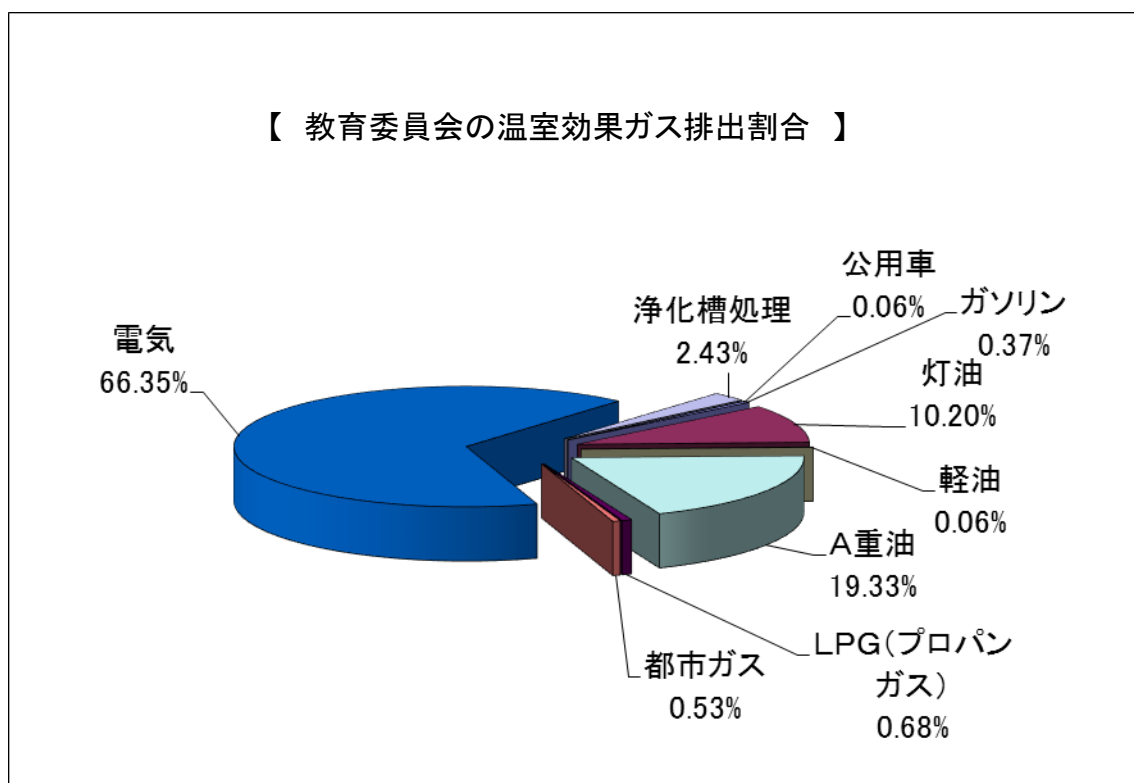
【 市長部局(環境部、上下水道部局除く)の温室効果ガス排出割合 】



- ・ 電気の使用から発生する温室効果ガスが合計排出量の約69%を占めており、その削減を図ることが課題となります。

○教育委員会部局の温室効果ガス排出量の内訳(基準年度:平成28年度)

	教育委員会部局	合計 (kg-CO2)	排出割合 (%)
1	ガソリン	3,237	0.37
2	灯油	90,084	10.20
3	軽油	490	0.06
4	A重油	170,730	19.33
5	LPG(プロパンガス)	6,021	0.68
6	都市ガス	4,709	0.53
7	電気	585,954	66.35
8	浄化槽処理	21,429	2.43
9	公用車	533	0.06
10	一般廃棄物の焼却等	0	0.00
	合計排出量(kg-CO2)	883,187	100
	合計排出量(t-CO2)	883	

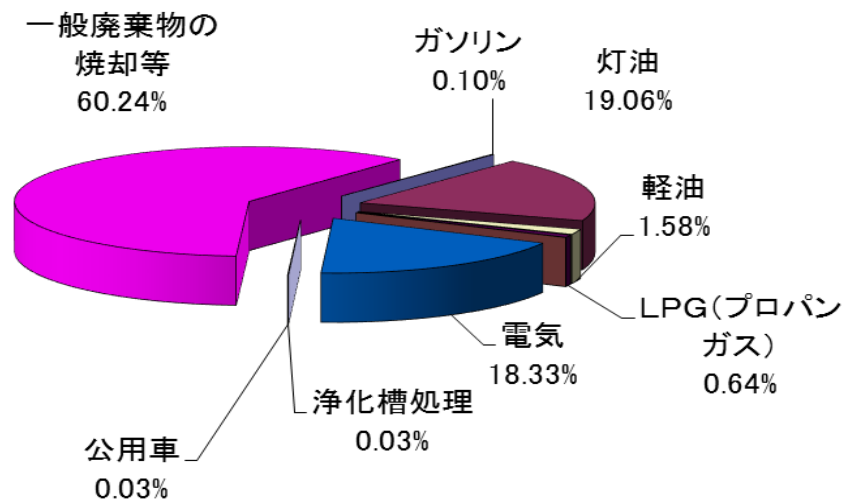


- ・ 電気の使用から発生する温室効果ガスが合計排出量の約66%を占めており、その削減を図ることが課題となります。

○環境部の温室効果ガス排出量の内訳(基準年度:平成28年度)

	環境部	合計 (kg-CO2)	排出割合 (%)
1	ガソリン	12,069	0.10
2	灯油	2,211,653	19.06
3	軽油	183,491	1.58
4	A重油	0	0.00
5	LPG(プロパンガス)	73,942	0.64
6	都市ガス	0	0.00
7	電気	2,127,027	18.33
8	浄化槽処理	2,939	0.03
9	公用車	2,912	0.03
10	一般廃棄物の焼却等	6,989,243	60.24
	合計排出量(kg-CO2)	11,603,276	100
	合計排出量(t-CO2)	11,603	

【 環境部の温室効果ガス排出割合 】

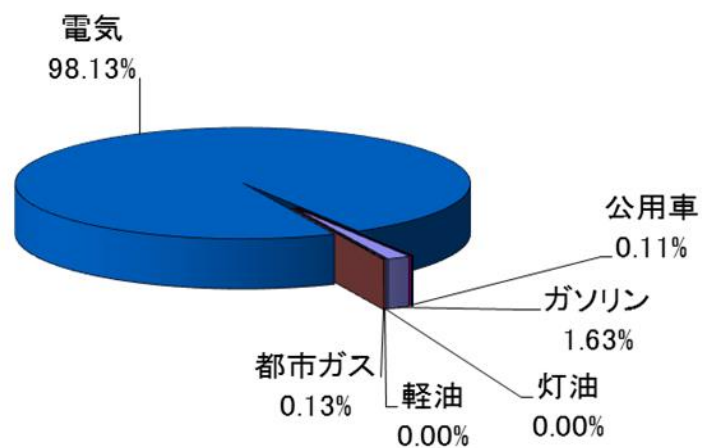


- ・ 一般廃棄物の焼却等から発生する温室効果ガスが約60%を占めており、市民・事業者への廃棄物減量の啓発が重要となります。また、灯油・電気の使用量も多く、その削減を図ることが課題となります。

○上下水道部の温室効果ガス排出量の内訳(基準年度:平成28年度)

	上下水道部	合計 (kg-CO2)	排出割合 (%)
1	ガソリン	13,140	1.63
2	灯油	0	0.00
3	軽油	0	0.00
4	A重油	0	0.00
5	LPG(プロパンガス)	0	0.00
6	都市ガス	1,074	0.13
7	電気	793,168	98.13
8	浄化槽処理	0	0.00
9	公用車	864	0.11
10	一般廃棄物の焼却等	0	0.00
	合計排出量(kg-CO2)	808,246	100
	合計排出量(t-CO2)	808	

【 上下水道部の温室効果ガス排出割合 】



- ・ 電気の使用から発生する温室効果ガスが合計排出量の大半を占めており、その削減を図ることが課題となります。

④その他の環境負荷項目

○コピー用紙使用枚数(平成28年度)

コピー用紙使用枚数
4, 907, 383枚

○上水使用量(平成28年度)

上水道使用量
129, 771m ³

※ コピー用紙や上水の使用は、温室効果ガスを排出しませんが、製造過程や処理過程でエネルギーの使用を伴うため、間接的に温室効果ガスを排出しています。

第3章 計画の目標

1. 温室効果ガス排出量の削減目標

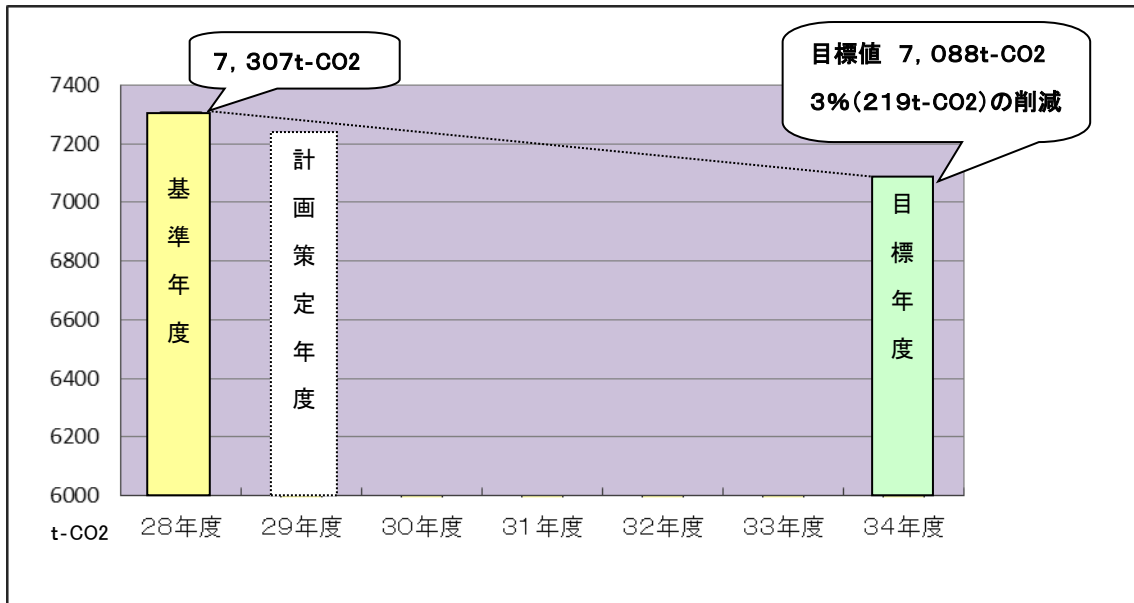
本計画では、平成34年度(2022年度)における削減する数値目標を以下のように設定します。

【削減目標】

温室効果ガスの排出量を平成34年度(2022年度)までに、

3%削減する。【平成28年度(2016年度比)】

※一般廃棄物の焼却等については、対象外とします。



- ① 市の事業活動全体に伴う温室効果ガス排出量 : 14, 296t-CO2(基準年度:平成28年度)
② 一般廃棄物の焼却等の温室効果ガス排出量 : 6, 989t-CO2(基準年度:平成28年度)
①-②=14, 296-6, 989=7, 307t-CO2(基準年度:平成28年度)
目標値:7, 307t-CO2×97%≒7, 088t-CO2 (219t-CO2の削減)

【P9及びP10. 表②】

第4章 温室効果ガス排出量削減の取組み

1. 温室効果ガス排出量削減の取組み

本計画の目標達成のための取組項目は、次のとおりとします。
ここに掲げる取組みは、市の事務・事業における様々な場面や行動において当てはまり、職員の適切な心がけで実現が可能なことから、一人ひとりの取組みの徹底を目指します。

なお、取組みについては、各所属での業務の内容とその特殊性、施設、機器の整備状況等を踏まえ取組みます。

1. 製品やサービスの購入・使用にあたっての取組み

(1) 電気使用量の削減

【購入について】

① パソコン・コピー機等のOA機器

○エネルギー消費効率の高い製品(国際エネルギースターロゴが表示されている製品)を購入します。また、機器のリースについても同様とします。

○エコマーク・グリーンマーク等の環境にやさしい物品の調達に努めます。

② 照明機器・電化製品

○最小限の機器の購入に努め、広さにあった適正規模の機器を選択します。

○省電力・省エネルギー型の製品の導入を図ります。

【使用について】

① 照明機器

○昼休みは、窓口事務を除き原則として消灯します。

○残業する場合は、事務に支障のない範囲で部屋を部分消灯します。

○毎週水曜日のノー残業デーを徹底します。また、仕事の効率化により水曜日以外の残業時間の縮減を図り、定時退庁の推進に努めます。

○晴天時の窓際の照明は、事務に支障のない範囲で消灯します。

○トイレ・廊下・階段等の共有部分の照明は、来庁者の支障にならない範囲で消灯し、会議室・更衣室等の照明は、使用后必ず消灯します。

○照明器具の清掃や、電球の適正な時期での交換を行います。

② OA機器・電化製品

○昼休み時など使用しないパソコン・コピー機等のスイッチをOFFにします。

○パソコン・コピー機等の省電力モードを活用します。

○ノートパソコンの使用時以外は、ディスプレイを閉じます。

○電気ポット・冷蔵庫・テレビ等電化製品の台数の削減を図ります。

○長時間OA機器等を使用しないときは、プラグを抜き待機電力を削減します。

③ 空調機器

○冷暖房温度は、冷房時 28℃、暖房時 20℃に設定します。

○会議室等の冷暖房機器は、使用後は必ず運転を停止します。

○冷暖房中の窓、出入り口の開放を禁止します。

○エアコンのフィルターや吹き出し口をこまめに掃除します。

○冷気、暖気の吹き出し能力の低下を防ぐため、吹き出し口の周辺に物を置かないようにします。

○冷暖房効率を上げるために、カーテン・ブラインド等を活用します。

○エアコンの室外機は風通しの良い場所に設置し、直接日が当たらないようにします。

④ その他

○台車での荷物運搬等を除き、エレベーターの利用は極力控え、階段の利用に努めます。

(2) 公用車燃料の使用量の削減

【購入について】

○低公害車(電気自動車・ハイブリッド車・天然ガス車等)または低燃費かつ低排出ガス認定車の優先購入を検討します。

○買換え時には、可能な範囲で排気量の小さい車を選択します。

○公用車の使用実態を把握し、必要台数の見直しを行います。

【使用について】

○エコドライブを徹底します。

・急発進、急加速の禁止

・アイドリングストップの励行

・不用な荷物を積まずに走行

・加減速の少ない運転等

○タイヤ空気圧の点検等を実施し、適切な車両整備を行います。

○出張時には、可能な限り公共交通機関の利用に努めます。

○公用車の一元管理を推進し、職員が適切に利用できるように努めます。

○公用車を使用する場合は、可能な限り相乗りを励行します。

(3) その他燃料の使用量の削減

【購入について】

○給湯器・ボイラー等の燃焼設備は、省エネルギー型の機器を購入します。

○燃焼設備の改修においては、温室効果ガスの排出が少ない燃料の使用が可能となるよう検討します。

【使用について】

- ガスコンロや湯沸し器は、沸かし過ぎの防止、炎の調節などを適切に行います。
- 湯沸し器の種火は、使用時以外は消すようにします。
- 石油ストーブ等は、燃焼部分や反射板などの清掃を行い、置き場所を工夫します。

(4)水道水の使用量の削減

【購入について】

- 設備機器の更新や新設にあたっては、節水型の機器の導入に努めます。
 - ・トイレの感知式自動洗浄装置
 - ・手洗器の自動水栓等

【使用について】

- トイレでの2回流しを控え、必要のない水の流し放しをやめます。
- 洗面所での必要のない水の流し放しをやめます。
- 公用車の洗車、湯飲み等の洗い物は効率良く行い、洗剤の使い過ぎや水の流し放しをやめます。
- 水漏れの定期点検を行います。
- 庭木等への散水は効率的に行います。
- トイレの洗浄や庭木等への散水について、雨水などの再利用を検討します。

(5)用紙類の使用量の削減

【購入について】

- コピー用紙等は、古紙配合率が高く白色度の低い製品を選定します。
- ポスター・チラシ・封筒等の印刷物は、古紙配合率の高い再生紙の使用を発注の条件とします。
- トイレットペーパーは、古紙配合率100%でシングルタイプの製品を選定します。

【使用について】

- 両面印刷、ミスコピーの裏面使用を徹底します。
- コピー機使用後は必ずリセットボタンを押し、ミスコピーを防止します。
- 電子メールや庁内LANを活用し、ペーパーレス化を推進します。
- 会議では原則として封筒を使わないように努め、資料もできるだけ簡素化し、ページ数や部数等を最小限とします。
- 冊子・パンフレット等の印刷物は、必要性を十分考慮して最小限とします。また、ホームページの活用を図ります。
- 使用済み封筒は、できるだけ再使用に努め、庁内における事務連絡用に使用します。

(6) 文具・事務用品等の使用量の削減

【購入について】

- 文具・事務用品等については、必要性を十分考慮して最小限の購入量とします。
- エコマークやグリーンマーク等の環境ラベルが表示されている環境にやさしい製品を優先的に購入(グリーン購入)します。
- 物品等の購入は、使用後にリサイクルしやすいものを選択するよう努めます。
- 過剰包装した製品や使い捨て製品の発注を控え、詰め替えや注ぎ足しが可能なものを優先的に購入します。

【使用について】

- 備品等については、修繕等により長期使用を図ります。
- クリップ、ファイル類は再利用に努めます。
- 紙コップ等の使い捨て製品の使用を控えます。
- 詰め替え可能な製品(洗剤・文具等)を利用します。
- 机の中を整理し、引き出しに眠っている文具をまず使用します。

2. 建設物の設計、維持管理等にあたっての取組み

【建築物の設計・施工について】

- 建築物の設計時には、断熱構造化や採光、風通し等を考慮し、省エネルギー型の建物となるよう工夫します。
- 照明設備・空調設備の導入にあたっては、省エネルギー型の機種を選択し、個別照明、個別冷暖房が可能なシステムの導入に努めます。
- 建築物の規模、用途に応じ、太陽熱・太陽光発電等の自然エネルギーの導入を検討します。
- 建築物の規模、用途に応じ、雨水利用設備の導入を検討します。
- 建築物の新增築や改造時にあたっては、緑化の推進を検討します。
- 建設工事等にあたっては、間伐材等を利用した奈良県リサイクル認定製品の活用に努めます。
- 建設副産物のリサイクルの推進を図ります。

【建築物の維持管理について】

- 市有施設における照明設備、空調設備、冷蔵・冷凍設備等の適正な管理を行い、効率的、経済的な運転を確保するとともに冷媒等の漏えい防止に努めます。
- 照明設備、空調設備、給湯設備等の更新時においては、省エネルギー型の機種の導入を検討します。
- 植え込み等の適切な維持管理を図ります。

【建築物の解体・廃棄等について】

- 建設副産物の発生の抑制を要請します。
- コンクリート塊等の建設廃材は、再生砕石等に利用しリサイクルを要請します。
- 建設副産物のリサイクルや適正処理を発注者として確認します。
- フロンや代替フロンを使用している空調機器等の廃棄等を行う場合は、それらフロンガスの回収を要請します。

3. その他の事務・事業にあたっての取組み

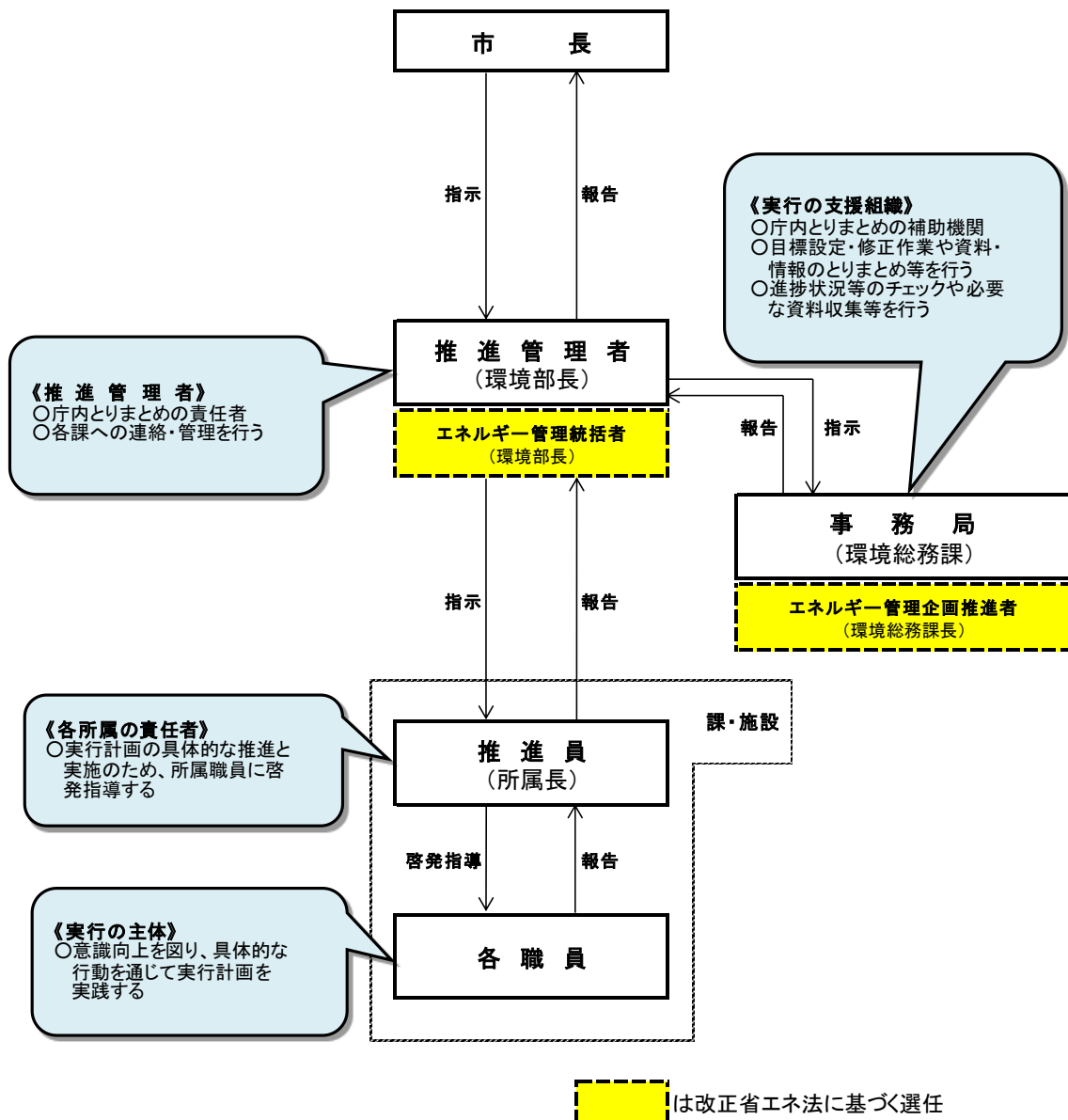
(1)ごみの減量化・リサイクルの推進

- 文書の作成にあたっては、必要な添付書類を精査し、廃棄時の用紙の削減に努めます。
- 使用済みのポスターやカレンダー等は再利用を図ります。
- 可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ及び古紙・空きカン・空きビン・ペットボトルの資源物の分別を徹底し、ごみの減量化やリサイクルを推進します。
- コピー機、プリンターのトナーカートリッジについて、業者による回収を徹底します。
- シュレッダーの使用は、個人情報等を記載した文書の廃棄の場合のみに制限します。

第5章 計画の推進と進行管理

1. 推進体制

実行計画の削減目標を達成するために推進体制を整えます。



◆市長

- ・ 半年に1回、地球温暖化対策推進管理者から報告された実績値をチェックし、結果及び是正措置をとった場合の是正内容を確認し、市全体の削減目標を達成するため、指示・指導します。
- ・ 市全体の実行状況を年1回公表します。

◆地球温暖化対策推進管理者（環境部長）

- ・ 半年に1回、地球温暖化対策推進員から報告された実績値をチェックし、各部局において実行計画を推進するため、取組みの推進、進行管理、点検等を行います。

◆地球温暖化対策推進員（所属長）

- ・ 所属における実行計画の推進について告知し、所属内に徹底します。
- ・ 半年に1回、地球温暖化対策推進管理者に所属における実績値を報告します。
- ・ 所属における実行計画の推進のため、取組みを指示し、自ら率先して行動します。
- ・ 所属の職員に対し、啓発及び指導を行います。

◆職員

- ・ 実行計画に示されている様々な取組みを実践します。

◆事務局（環境総務課）

- ・ 実行計画の推進について、必要な資料収集、取組みの庁内とりまとめ等の事務を行います。

2. 点検及び公表

計画の実行状況を定期的に調査し、計画の進捗状況の把握を行います。また、温室効果ガスの排出量等を公表し、地球温暖化防止に努めるとともに、市民・事業者等への啓発を行います。

① 点 検

計画に沿った取組みが行われているかどうかの点検材料として、温室効果ガスの排出源となる活動の量を半年に1回調査します。

② 公 表

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条の10に基づき、毎年、温室効果ガスの総排出量をインターネットホームページにて公表します。

桜井市 環境部 環境総務課

〒633-0052

奈良県桜井市大字浅古485-1

TEL :0744-45-2001 FAX:0744-45-2002